(仮称) 尾張旭市こども計画策定支援委託業務仕様書

1 業務目的

本業務は、こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を一体のものとして(仮称)尾張旭市こども計画(以下「こども計画」という。)を策定するに当たって、こどもや若者、子育て当事者、地域住民などの生活状況や意識調査、子育て支援事業に関する実態・要望調査の実施・結果の分析を行うとともに、尾張旭市子ども・子育て会議の運営支援等を実施し、こども計画の策定を支援することを目的とする。

2 業務名

(仮称) 尾張旭市こども計画策定支援委託業務

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月18日(火)まで ただし、令和5年度契約期間は、契約締結日から令和6年3月25日(月)とする。

4 業務内容

【令和5年度】

(1) 現状把握及び課題整理

第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等の現状を分析・評価し、課題等を整理する。

また、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画及び少子化社会対策に関して、必要なデータや資料の収集・分析を行うとともに、国、愛知県及び本市が実施している教育・保育及び子ども・子育て支援事業、その他関連施策の現状を把握し、課題の整理を行う。

(2) アンケート調査の実施

こどもや子育て家庭の現状や考えを把握するために住民アンケート調査を行う。

郵送アンケートにおいて、受託者は調査票・封筒等の印刷、郵送調査の郵送料(送信・返信)、封入・発送、回答データの入力、集計・クロス集計、分析結果のとりまとめを行う。市は宛名ラベルの作成を行う。

Webアンケートにおいて、受託者はアンケート依頼チラシの作成、集計・クロス集計、分析結果のとりまとめを行う。市は、小学校・中学校に依頼チラシの配信を行う。 設問設計に当たっては、国が示すこども大綱等最新情報を基に、上記(1)で把握・抽出した市の現状及び課題、社会状況の変化等を踏まえたものとすること。

なお、アンケート調査に係る費用は本業務契約金額に含むものとする。

ア 調査対象者及び方法

『 未就学児童の保護者 1,500人 郵送発送、郵送回収・Web回答

⑷ 小学6年生児童 1,000人 依頼チラシ作成・Web回答

∜ 小学6年生児童の保護者 1,000人 依頼チラシ作成・Web回答

国 中学3年生生徒 1,000人 依頼チラシ作成・Web回答

財 中学3年生生徒の保護者 1,000人 依頼チラシ作成・Web回答

1 18~29歳の若者 1,000人 郵送発送、Web回答

※ 対象者数は、アンケート規模を示すものであり、調査内容等に応じて変更すること を妨げない。

イ 調査期間

令和5年11月下旬から令和6年1月上旬まで(予定)

ウ 報告書の作成

アンケートの集計及び分析の結果について報告書を作成し、令和6年3月15日 (金)までにデータで提出する。また、集計結果の速報値を「中間報告」としてデータで提出する。

エ アンケート調査報告書の作成

アンケート調査報告書を作成する。

なお、アンケート調査報告書については、Word版を作成した上で「<math>5成果品」に掲げる仕様で印刷・製本する。

(5) 子ども・子育て会議の支援

尾張旭市子ども・子育て会議(令和5年11月から令和6年3月までの間に3回程度 開催予定)の開催に当たり、必要に応じて、資料作成、助言、会議への出席等を行う。 また、会議での検討結果については、適宜その後の作業に反映させる。

(6) 関連団体等への意見聴取の実施

こどもや子育て家庭の現状や考えを具体的に把握するために、ヒアリング調査・グループインタビューなどを行う。受託者は、ヒアリングの企画、当日の進行、とりまとめを行う。ヒアリング対象者については、市から関係団体や関係者に依頼を行う。

(7) 各種情報の提供

計画策定に関連する法律、制度の動向、先進事例等に関する情報提供を行う。

(8) 各種打合せの実施

その他必要に応じて各種打合せを行う。

【令和6年度】

(1) 需要量の推計及び目標量の設定

令和5年度の業務及び尾張旭市の児童人口の推計結果をもとに、国又は県への報告が必要となる教育・保育及び子ども・子育て支援事業、その他施策の需要量の見込みを算出し、確保の方策の検討を行う。

また、その結果や尾張旭市の施策意向、子ども・子育て会議での審議経過等を加味し、

計画における教育・保育及び子ども・子育て支援事業、その他施策の目標量の検討を支援する。

なお、これまで尾張旭市が実施した人口推計に関する資料は、必要に応じて受託者へ 提供する。

(2) こども計画案の策定支援

令和5年度の業務結果及び(1)をもとに本市の総合計画等他計画と調和の保たれたこども計画素案を作成する。こども計画素案に対する審議・検討結果等に基づき当該計画案を補修正する。

(3) 子ども・子育て会議の支援

尾張旭市子ども・子育て会議(令和6年度4回程度開催予定)の開催に当たり、必要に応じて、資料作成、助言、会議への出席等を行う。また、会議での検討結果については、適宜その後の作業に反映させる。

(4) パブリックコメントの実施支援

こども計画案に関して、尾張旭市の実施する市民向けパブリックコメントについて、 意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(5) こども計画書及び概要版の作成

こども計画の計画書及び概要版を制作する。

計画書については、Word版を作成した上で、「<math>5成果品」に掲げる仕様で印刷・製本する。

(6) 各種情報の提供

計画策定に関連する法律、制度の動向、先進事例等に関する情報提供を行う。

(7) 各種打合せの実施

その他必要に応じて各種打合せを行う。

5 成果品

【令和5年度】

(1) アンケート調査報告資料データ

一式

(2) アンケート調査報告書(A4判、20頁程度、モノクロ)

30部

【令和6年度】

(1) こども計画書案 (A4判、100頁程度、モノクロ)

30部

(2) こども計画書 (A4判、100頁程度、モノクロ、表紙カラ一)

150部

(3) こども計画書案、こども計画書及びこども計画書概要版データ

一式

※ こども計画書概要版の要件は、A 4 判、4 頁程度、市H P への掲載を想定したものとする。

6 その他

(1) 令和6年度の委託業務契約は、(仮称) 尾張旭市こども計画策定支援委託業務公募型プロポーザル実施要領に基づき実施したプロポーザル内容及び令和5年度の実績を考

慮して行う。

- (2) 本仕様書に定める内容は、現時点で想定する最低限の内容を示すものであり、国の通知等に基づきこども計画に記載すべき事項が生じた場合には、当該通知等に準じて対応するものとする。
- (3) 業務の遂行に当たり、尾張旭市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (4) 対面等により行った相談、協議内容について、その都度、受託者が記録を作成し、市 へ提出するものとする。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (6) 委託業務に関連する著作権(データ、版権等)は尾張旭市に帰属する。